

社会保険しまね



「白鳥とシュウメイギク」illustrated by saori notsu

CONTENTS

- 賞与支払届は、速やかに提出しましょう
- 最低賃金額が改定されました
- 新任事務担当者説明会のご案内
- 年金相談についてのお知らせ
- 共同で開催する年金相談所
- 特定健診を受診しましょう
- 歯科健康セミナーの受講事業所を募集しています

日本年金機構ホームページ=<http://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部ホームページ
=<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,103.html>

※次回の発行については**1月**を予定しています

No.770

2010.11.20発行

助け合い
生きる安心
社会保険

賞与支払届は、速やかに提出しましょう

賞与(ボーナス等)を支給したときは、支給日から5日以内に「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」を年金事務所に提出してください。

賞与支払い予定月を登録済みの場合

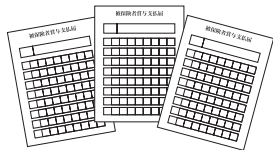
賞与支払い予定月の前月末までに、被保険者の氏名・生年月日などが印字された「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」が送付されます。

※あらかじめFDでの提出を希望されている事業所には、「磁気媒体届書作成プログラム収録用被保険者情報」3.5インチFD(ターンアラウンドFD)と「被保険者賞与支払届総括表」が送付されます。



●賞与支払い予定月に支給があったとき

届出用紙による方法



- ①「被保険者賞与支払届」に、被保険者ごとに支給した賞与額等を記入します。
- ②「被保険者賞与支払届総括表」に支払年月、支給・不支給の別、支給人数、支給総額等を記入します。
- ③支給日から5日以内に、「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」を提出します。

FD(フロッピーディスク)による方法



- ①「磁気媒体届書作成プログラム」にターンアラウンドFDから被保険者情報データを取り込みます。
※ターンアラウンドFDに直接データ入力はできません。
必ず「磁気媒体届書作成プログラム」に取り込んでご利用ください。

- ②支給日から5日以内に、「提出用FD」「磁気媒体届書総括票」「被保険者賞与支払届総括表」を提出します。

FDによる届出については、日本年金機構ホームページ(表紙に記載)の「磁気媒体申請」をご覧ください。

操作方法等に
関する
お問い合わせは

日本年金機構電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)
TEL.0570-000-381 ※IP電話・PHSからは 03-6700-1188
【受付時間】月～金曜日/午前8:30～午後5:15
第2土曜日/午前9:30～午後4:00

●賞与支払い予定月に支給がなかったとき

「被保険者賞与支払届総括表」の「④支給・不支給」欄の「不支給1」に○をして提出します。

※「被保険者賞与支払届総括表」のみ提出してください。



●賞与支払い予定月に支給がなく、予定月以外の月に支給があったとき

上記「届出用紙による方法」または「FD(フロッピーディスク)による方法」で、支給日から5日以内に、「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」を提出します。

賞与支払い予定月が未登録の場合

「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」の事前送付はありません。年金事務所で用紙をお渡ししていますので、お手数ですがお出かけ、またはご連絡ください。



最低賃金額が改定されました

地域別最低賃金額が次のように改定されました。最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

●島根県最低賃金額
【時間額】 **642円**
発効日/平成22年10月24日

●厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
●最低賃金に関する特設サイト <http://saiteichingin.info/>

※最低賃金に関するお問い合わせは、島根労働局または最寄りの労働基準監督署へお願いします。

新任事務担当者説明会のご案内

地区	会場	開催日	時間
松江	島根県民会館(303会議室)*	12月8日(水)	13:30~16:00
出雲	出雲市民会館(305会議室)	2月22日(火)	13:30~16:00
浜田	浜田年金事務所(2階会議室)	12月10日(金)	13:30~16:00

*駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただけますようお願いいたします。

年金相談についてのお知らせ

年金相談所の開設(12月~2月)

◆年金記録確認・年金請求手続き等、お気軽にご利用ください。



会場	相談日			時間
隠岐の島町ふれあいセンター	12月2日(木)	1月17日(月)	2月23日(水)	13:00~16:00
	12月3日(金)	1月18日(火)	2月24日(木)	9:30~12:00
黒木公民館	—	1月26日(水)	—	14:00~17:00
海士町役場	—	1月27日(木)	—	9:30~12:00
大田市役所	12月22日(水)	1月26日(水)	2月23日(水)	10:00~15:00
益田市民学習センター	12月28日(火)	1月25日(火)	2月22日(火)	10:00~16:00

※隠岐地方につきましては、天候不順等でフェリーが欠航の場合は中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■年金記録確認・年金相談業務に限り受け付けていますのでご了承ください。

■相談には、**ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、履歴書、印鑑**などをご持参のうえ、できるだけ**ご本人**がお出かけください。

代理の方がお出かけになる場合は、**委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)**が必要です。



年金相談の時間延長と休日開設

松江・出雲・浜田の各年金事務所では、年金相談の時間延長と休日開設を行っています。

受付時間

平日(休日明けを除く)
午前8時30分~午後5時15分

月曜日(休日明けの初日)
【時間延長】午前8時30分~午後7時

土曜相談日(第2土曜日)
【休日開設】午前9時30分~午後4時

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 30	24 31	25	26	27	28	29

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

島根県社会保険協会・島根県社会保険労務士会 共同で開催する年金相談所

地区	相談会場	相談日	時間
雲南市掛合町	雲南市掛合町総合センター	12月14日(火)	10:00~16:00
簸川郡斐川町	斐川町中央公民館	1月25日(火)	10:00~16:00
大田市温泉津町	温泉津まちづくりセンター	1月25日(火)	10:00~16:00
安来市広瀬町	広瀬中央交流センター講義室	1月27日(木)	10:00~16:00
邑智郡美郷町	美郷町大和事務センター	1月27日(木)	10:00~16:00

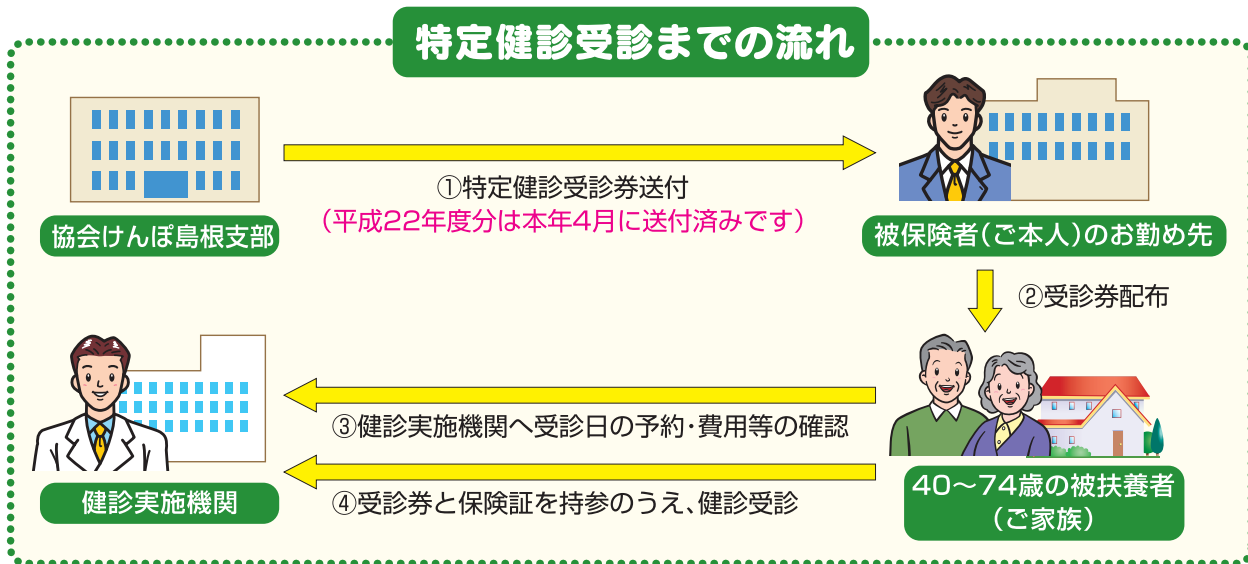
■相談には、**ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、履歴書、印鑑**などをご持参のうえ、できるだけ**ご本人**がお出かけください。
代理の方がお出かけになる場合は、**委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)**が必要です。



全国健康保険協会島根支部からのお知らせ

特定健診を受診しましょう

協会けんぽでは、40～74歳までの被扶養者の方(ご家族)を対象に、特定健診を実施しています。健診は、健康状態を確認する第一歩です。生活習慣の見直しをしていただくよい機会となりますので、年に一度は健診を受診していただき、健康の維持・増進にお役立てください。



- 上図①でお送りした受診券は、平成21年12月末時点での加入者情報をもとに作成していますので、平成22年1月以降に被扶養者になられた方は、別途「特定健康診査受診券申請書」による手続きが必要です。
- 「特定健康診査受診券申請書」については、協会けんぽのホームページからダウンロードしていただくか、島根支部までお問い合わせください。また、ご記入いただいた「申請書」は、協会けんぽ島根支部あてご提出ください。(郵送でも受付しております。)
- 特定健診を受診できる健診機関は、協会けんぽのホームページでご確認いただくか、島根支部までお問い合わせください。

■健診に関するお問い合わせは■

全国健康保険協会島根支部保健グループ(TEL 0852-59-5204)まで

(全国健康保険協会島根支部HPアドレス <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,103.html>)

島根県健康推進課からのお知らせ

歯科健康セミナーの受講事業所を募集しています！

島根県では、大切な歯を失わないために、県内の事業所へ地元の歯科医師が訪問し講話を行う「歯科健康セミナー」を実施しています。この機会に、地元の歯科医師から詳しくお話を聞いてみませんか。

- 【時期】平成22年6月～平成23年1月まで
- 【内容】地元歯科医師による講話、保健所職員から情報提供等
- 【時間】約1時間程度(時間帯については相談の上決定します)
- 【経費】無料



島根県健康福祉部健康推進課(TEL0852-22-5328)まで、お気軽にご相談ください

◆社会保険しまね 通巻770号◆

発行者／(財)島根県社会保険協会 文書提供／松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部